

○仲裁センター運営細則

(制定 平成2年2月23日)

改正 平成2年10月1日	改正 平成5年7月30日
改正 平成8年1月17日	改正 平成10年1月22日
改正 平成10年9月24日	改正 平成12年6月9日
改正 平成14年3月12日	改正 平成15年3月26日
改正 平成16年5月13日	改正 平成17年3月23日
改正 平成19年3月12日 会則第5号改正に伴う改正	改正 平成23年1月5日
改正 平成24年12月27日	改正 平成26年10月1日

(事務局)

第1条 本会に、第二東京弁護士会仲裁センター(以下「仲裁センター」という。)の事務局を置く。

2 事務局員は、本会職員が兼任する。

3 事務局は、受付事務、連絡事務、送達事務、会計及び備え付け書類の管理を行う。

(備え付け書類)

第2条 仲裁センター事務局に次の書類を備え付ける。

- (1) 仲裁人候補者名簿
- (2) 事件受理簿
- (3) 申立書等の各種書式
- (4) 事件委嘱書
- (5) 事件の報告書
- (6) 仲裁判断書写・和解契約書写・送達報告書写
- (7) 会計帳簿

(期日)

第3条 仲裁手続期日、和解あっせん手続期日及び各手続のための準備期日(以下「期日」と総称する。)は、弁護士会館(以下「会館」という。)内又は仲裁センターの指定する場所において開催する。ただし、現場検証又はこれに準ずる必要がある場合、仲裁人又はあっせん人(以下「仲裁人等」という。)は、任意の場所において期日を開催することができる。

2 会館内における期日の時間は、原則として平日の午前10時から午後5時までとする。

3 仲裁センターは、必要かつ相当な場合に、複数の場所を通信設備で連絡させた上、当該通信設備を用いて音声を送受信することにより同時に通話をする方法等によって期日を開催することができる。

(事件の受付)

第4条 事件の申立ての受付時間は、平日の午前9時30分から午後5時までとする。

2 事件の受付は、申立書並びに仲裁手続及び和解あっせん手続細則(以下「手続細則」という。)に定める書類を提出してもらい、かつ、申立手数料を納付してもらうことにより行う。

(事件記録の開示)

第4条の2 仲裁センターは、この細則及び本会の規則に定めるほか、事件記録を開示しない。

2 次の表の左欄に掲げる者は、仲裁センターに対し、それぞれの同表の右欄に記

載されている範囲内で事件記録の閲覧又は謄写を求めることができる。

<p>仲裁手続及び和解あっせん手続の当事者</p>	<p>(1) 仲裁判断書、和解契約書等の手続終結に係る書面 (2) 自らが提出した主張書面及び証拠 (3) 相手方当事者が提出した主張書面及び証拠のうち、相手方の同意を得たもの（相手方の同意を一部分のみ得た場合はその範囲） (4) 期日調書（「口頭審理事項の概要」部分を除く。）及び仲裁センターが作成した書類のうち、仲裁センターが開示を相当と認めるもの（開示を相当と認めるのが一部分のみである場合はその範囲）</p>
<p>仲裁手続及び和解あっせん手続に利害関係のある第三者</p>	<p>(1) 仲裁判断書、和解契約書等の手続終結に係る書面並びに当事者が提出した主張書面及び証拠、全当事者の同意を得たもの（全当事者の同意を一部分のみ得た場合はその範囲） (2) 期日調書（「口頭審理事項の概要」部分を除く。）及び仲裁センターが作成した書類のうち、全当事者の同意を得た上で、仲裁センターが開示を相当と認めるもの（開示を相当と認めるのが一部分のみである場合はその範囲）</p>

3 仲裁センターは、前項に掲げる場合のほか、裁判所の令状による搜索差押、裁判所による文書提出命令、弁護士法(昭和24年法律第205号)第23条の2の規定による照会等がされた場合であって開示すべき法的義務があるときは、事件記録を開示する。

(仲裁人及びあっせん人の選任)

第5条 仲裁センターから仲裁人等として指名を受けた仲裁人等の候補者は、事件について利害関係のある場合その他特別の支障がある場合を除き、受任を拒否できない。

2 指名を受任した仲裁人等の候補者は、仲裁センターとの間で事件受任契約を締結する。

(仲裁及び和解あっせんの実施)

第6条 仲裁人等は、手続細則に従って仲裁手続及び和解あっせん手続を行い、事件終了後仲裁判断書等事件の終結結果を示す文書を添えて報告書を提出しなければならない。

(仲裁人等に対する報酬)

第7条 仲裁センターが仲裁人等に支払う報酬は、次の各号に掲げる報酬の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 申立検討費用 5,000円
- (2) 期日日当 9,000円
- (3) 成立報酬 10万円

2 前項の規定にかかわらず、仲裁センターは、仲裁判断書又は和解契約書に解決額として示される経済的利益の額、事件の難易、期日を開いた回数、期日外の準備又は調査等を勘案して、金50万円の範囲で成立報酬を増額することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、仲裁センターは、期日の手続の内容及び期日手数料の免除の有無を勘案して、期日日当を減額し、又は支払わないことができる。

(日当補償)

第8条 予定された期日に当事者が出頭しないため、期日が開催されず、かつ、当該予定日に仲裁人等が会館内に待機したときは、本会は、仲裁人等に対し、金5,000円を補償する。

附 則

この規程は、第二東京弁護士会仲裁センター規則の公示の日から施行する。
(平成2年2月26日公示)

附 則(改正 平成2年10月1日)

附 則(改正 平成5年7月30日)
この規程は、公示の日から施行する。
(平成5年8月2日公示)

附 則(改正 平成8年1月17日)

附 則(改正 平成10年1月22日)

附 則(改正 平成10年9月24日)

附 則(改正 平成12年6月9日)

第1条ないし第8条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行し、仲裁センター規則の一部を改正する規則(平成12年規則第5号)の公示の日(平成12年4月24日)から適用する。

(平成12年6月16日 日本弁護士連合会承認)
(平成12年6月26日 公示)

附 則(改正 平成14年3月12日)

第3条第1項、第4条、第5条第1項及び第7条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成14年3月15日 日本弁護士会承認)
(平成14年3月25日 公示)

附 則(改正 平成15年3月26日)

第7条及び第8条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

(平成15年4月18日 日本弁護士連合会承認)
(平成15年4月18日 公示)

附 則(改正 平成16年5月13日)

第4条第2項及び第6条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。

(平成16年6月18日 日本弁護士連合会承認)
(平成16年6月25日 公示)

附 則(改正 平成17年3月23日)

題名の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成17年5月6日 日本弁護士連合会承認)
(平成17年5月6日 公示)

附 則(改正 平成19年3月12日 会則第5号改正に伴う改正)

この改正規定は、公示の日から施行する。

(平成19年4月2日 公示)

附 則(改正 平成23年1月5日)

第4条の2(新設)の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成23年1月20日 日本弁護士連合会承認)

(平成23年2月28日 公示)

附 則(改正 平成24年12月27日)

第3条(見出しを含む。)及び第7条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成25年2月14日 日本弁護士連合会承認)

(平成25年2月28日 公示)

附 則(改正 平成26年10月1日)

第4条の2第2項の表の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成26年12月18日 日本弁護士連合会)

(平成27年1月15日 公示)